

函館市生活支援体制整備事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の4第2項第5号に規定する地域支援事業のうち、被保険者の地域における自立した日常生活の支援および要介護状態または要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業（以下「生活支援体制整備事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 生活支援体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯および認知症の高齢者が増加する中、医療および介護のサービス提供のみならず、函館市（以下「市」という。）が中心となって、地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者の生活支援および介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）を担う多様な事業主体と連携しながら、地域資源の開発による支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

（実施主体）

第3条 生活支援体制整備事業の実施主体は、市とする。ただし、生活支援体制整備事業の一部を、適切、公正、中立的かつ効率的に実施することができると思える者に委託することができる。

（事業内容）

第4条 生活支援体制整備事業の基本的な内容は、次に掲げるものとする。

（1）生活支援コーディネーターの配置

市は、地域における住民主体の助け合い活動を促進する仕組みおよび高齢者の社会参加を促進する仕組みの創出ならびに充実のため、生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を配置する。

ア コーディネーターの役割

- (ア) 地域におけるネットワークを構築すること。
- (イ) 住民主体の助け合い活動等（住民主体の助け合い活動および高齢者の社会参加をいう。以下同じ。）の重要性についての普及啓発をすること。
- (ウ) 住民主体の助け合い活動等の担い手となるボランティアの発掘および養成をすること。
- (エ) 地域における高齢者の支援体制および社会参加に関するニーズと地域資源の把握および課題を抽出すること。
- (オ) 住民主体の助け合い活動等の仕組みの創出および充実を図ること。
- (カ) 市全体の地域課題に関する情報の共有および当該地域課題についての協議をすること。

イ 活動区域と配置人数

- (ア) 函館市全域（以下「第1層」という。） 1人以上
- (イ) 各日常生活圏域（以下「第2層」という。） 1人以上

(2) 協議体の設置

市は、コーディネーターの活動を支援し、地域における住民主体の助け合い活動等の仕組みを共に創出および充実させるため、第1層および第2層に協議体を設置する。

ア 協議体の役割

- (ア) 目指す地域像の意識の統一に関すること。
- (イ) 関係者間の情報交換等に関すること。
- (ウ) 地域におけるニーズの把握および課題に関すること。
- (エ) 住民主体の助け合い活動等の創出および充実に関すること。
- (オ) コーディネーターの組織的な補完に関すること。

イ 協議体の委員および構成員等

(ア) 第1層の協議体

- a 協議体の委員は、次に掲げる団体等をもって構成し、市長が指定する。

(a) 第1層コーディネーター

(b) 学識経験を有する者

(c) 社会福祉協議会，地縁団体，ボランティア団体，介護サービス事業者，シルバー人材センター等の生活支援等サービスに関連する事業主体

(d) その他市長が必要と認める者

b 委員の任期は，3年とする。ただし，その再任を妨げない。

c 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

d 会長および副会長は，委員の互選により定める。

e 会長は，協議体を代表し，会務を総理する。

f 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

(イ) 第2層の協議体

a 協議体の構成員は，次に掲げる団体等をもって構成する。

(a) 第2層コーディネーター

(b) 地域における住民主体の助け合い活動等の仕組みを創出および充実させるために必要な団体等

(c) その他第2層コーディネーターが必要と認める者

ウ 会議

(ア) 第1層の協議体

a 名称は，函館市地域支え合い推進協議体とする。

b 会長が招集し，開催する。なお，委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。また，会長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，その意見または説明を聴くことができる。

(イ) 第2層の協議体

函館市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成26年10月29日施行）に規定する地域課題の検討を行う地域ケア会議を活用し，必要に応じ開催する。

エ その他

協議体の庶務は、保健福祉部において処理する。

(秘密の保持)

第5条 コーディネーターおよび協議体の委員および構成員は、コーディネーターの業務および協議体を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、体制整備事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。